

第1回城原川流域委員会 議 事 次 第

日時：平成15年11月13日（木）13時～17時

場所：ルネッサンスホテル創世（佐賀市）

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 城原川流域委員会設立趣旨、規約について ……資料-2,3
- 5 委員長の選出および副委員長について
- 6 議事次第
 - ①スケジュールについて ……資料-4
 - ②審議内容の公開について ……資料-5
 - ③城原川の概要について ……資料-6
 - ④現地調査
 - ⑤その他
 - ・ 次回日程について ……資料-7
- 7 閉会

城原川流域委員会の設立趣旨（案）

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、筑後川水系においては、平成15年10月2日に河川整備基本方針が策定されました。

また、基本方針に沿って今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなり、筑後川水系流域委員会準備会議が設立されています。

この委員会は、筑後川水系流域委員会の分科会として、河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき城原川流域を対象として学識経験者としての意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とするものです。

城原川流域委員会規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、「城原川流域委員会」（以下「委員会」という）の設置について必要事項を定めるものである。

（目的）

第2条 この委員会は、河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき城原川流域を対象として学識経験者としての意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 国土交通省九州地方整備局長（以下「整備局長」という）と佐賀県知事（以下「知事」という）が設置、運営する。

2. 委員会の委員（別表1）は、整備局長と知事が委嘱する。
3. 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

（委員会）

第4条 委員会は、必要に応じて委員以外のものを委員会へ参加させ参考意見を聴くことができる。

（委員会の成立）

第5条 委員会は、委員の三分の二以上の出席をもって成立する。

2. 委員の代理出席は原則として認めない。

（委員長、副委員長）

第6条 委員会には委員長を置く。

2. 委員長は、委員の互選においてこれを定める。
3. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
4. 委員長は、あらかじめ副委員長を指名する。
5. 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、副委員長がその職務を代行する。

(意見)

第7条 委員会は、審議した内容について河川管理者である整備局長と知事に対し意見を述べる。

(情報公開)

第8条 委員会の公開方法については、委員会において定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、国土交通省筑後川河川事務所と佐賀県土木部河川砂防課に置く。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、全委員総数の三分の二以上の同意を得て、これを行うものとする。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成15年11月13日から施行する。

【別表－１】城原川流域委員会 委員名簿

氏名	所属等
あらまき ぐんじ 荒牧 軍治	佐賀大学理工学部教授
いさがい かずよ 飯盛 和代	佐賀短期大学教授
いのうえ ひでゆき 井上 英幸	佐賀植物友の会会長
かもち ひろあき 蒲地 弘明	佐賀県土地改良事業団体連合会専務理事
くわこ としお 桑子 敏雄	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
こが けんいち 古賀 憲一	佐賀大学理工学部教授
こみや むつゆき 小宮 睦之	元 佐賀県立博物館副館長
さかもと みすこ 坂本 美須子	佐賀女子短期大学人間生活学科教授
さとう えつこ 佐藤 悦子	千代田町推薦委員
さとう まさはる 佐藤 正治	脊振村推薦委員
さねまつ ひではる 実松 英治	公募委員
しちのへ かつひこ 七戸 克彦	慶応義塾大学法学部教授
しらたけ よしはる 白武 義治	神埼町推薦委員
たけした やすひこ 竹下 泰彦	公募委員
ふじなが まさひろ 藤永 正弘	公募委員
ますだ まなぶ 益田 学	公募委員
まつざき じろう 松崎 治朗	佐賀県有明海漁業協同組合連合会専務理事
みやち よねぞう 宮地 米蔵	元 久留米大学法学部教授

【50音順 敬称略】

城原川流域委員会スケジュール（案）

《基本事項》

- ・ 1年を目途に意見書をまとめる。
- ・ 1回／月の開催を基本とする。
- ・ スケジュール管理は、事務局（国、県）で行う。

年月	回数	内容
H15年 11月13日	第 1 回	・ 設立趣旨（案） ・ 規約（案） ・ スケジュール（案） ・ 城原川の概要について ・ 現地調査

各委員から論点と住民意見の反映方法について意見を把握
（文書にて郵送）

H15.12月 ～ H16.4月	第 2 回 ～ 5 回	・ 各委員からの論点を踏まえ審議を進める ・ 住民からの意見聴取方法について ・ 論点にあった現地調査も適時実施
H16.5月 ～ H16.11月	第 6 回 ～ 9 回 第 10 回 ～ 12 回	・ 河川整備計画（案）について ・ 住民からの意見聴取方法について ・ 公聴会等を踏まえた最終案について ・ 意見書の取りまとめ

公聴会等

公聴会等

〔約半年間〕
城原川について意見をまとめる

〔後半年間〕
河川整備計画（案）について
意見を取りまとめる

※議論の進捗によって、今後変更はあり得る。

城原川流域委員会の審議内容の公開について（案）

1. 委員会の傍聴

（１）一般からの希望者およびマスコミ関係者が委員会を傍聴する事が出来ることとします。但し、会場の都合により傍聴を制限する場合があります。

（２）傍聴者のカメラ、ビデオ撮影及び録音は委員長の挨拶までとします。

2. 開催案内の方法

（１）ホームページに掲載します。

（２）マスコミ関係者には、県政記者室を通じて案内を行います。

3. 議事内容の公開

（１）議事内容は、「議事録」にまとめ公開します。

（２）内容については、出席委員の確認を得た上で、ホームページに掲載します。

4. 委員会資料の公開

（１）特定の個人、団体の利害および重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則公開します。

（２）ホームページに掲載します。

（３）国土交通省筑後川河川事務所および佐賀県土木部河川砂防課にて閲覧を可能にします。

5. 記者会見

記者会見は、必要に応じて委員長が行います。

6. その他

「県民だより」（広報誌）、「筑後川河川事務所ホームページ」・「佐賀県ホームページ」（インターネット）、「県政レポート」（テレビ）等を通じて委員会での検討内容、検討状況等について情報を提供します。

城原川の概要

平成15年11月13日

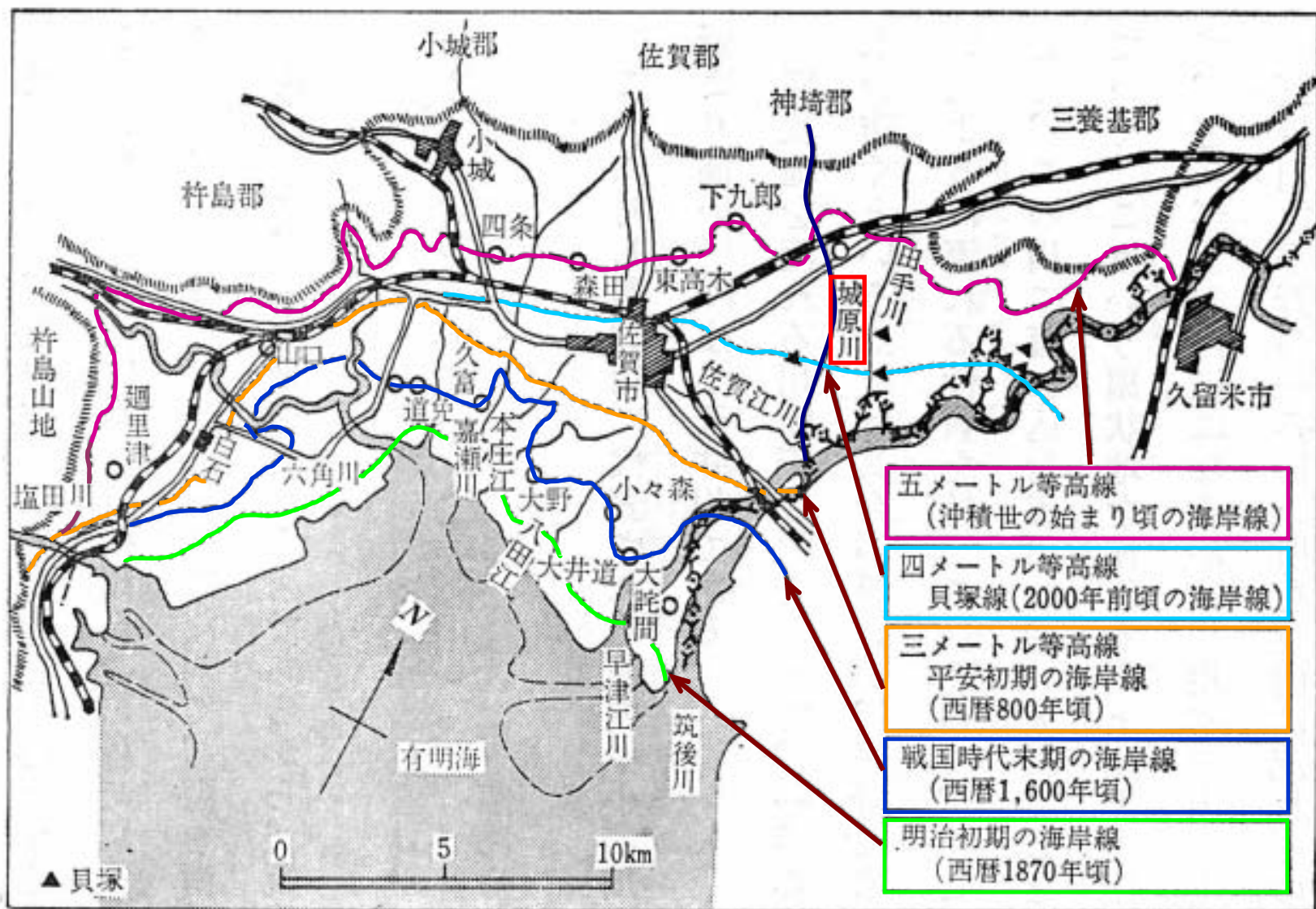
九州地方整備局
佐賀県

治水の現状

1.佐賀平野は低平地、城原川は低平地を流れる河川です



1.佐賀平野は低平地、城原川は低平地を流れる河川です



出典：佐賀平野の水と土

流域の概要



- ・流域面積：64.4km²
(山地：70%，平地：30%)
- ・幹川流路延長：31.9km
- ・流域内市町村：1市3町1村
- ・流域内人口：約1万人

2. 城原川周辺ではたびたび洪水被害が発生しています

● 昭和28年洪水



● 昭和47年洪水



● 昭和57年洪水

柴尾橋下流

佐賀県神埼郡城原川
沿岸の民家流出
神埼橋下流（佐賀
県庁資料・九州大学
附属図書館所蔵）



柴尾橋下流

戦後の主な洪水

洪水年月日	異常気象名 (生起要因)	河川名	被害状況			日出来橋流量 (m ³ /s)
			床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	農地被害 (h a)	
S24.8.16～18	台風		14,273	9,121	11,354	
S28.6.25～28	梅雨前線		14,920	14,597	13,318	(690)
S29.9.23～25	台風		3,071	10	437	(300)
S30.4.14～18	前線		293	34	856	(540)
S37.7.8	梅雨前線豪雨	田手川	662	2	1,684	
		中地江川	322	0	421	
S39.6.25～27	6月豪雨	田手川	0	0	135	
		馬場川	4	0	350	142
		中地江川	0	0	150	
S45.8.13～23	台風第9号、10号 及び集中豪雨	馬場川	0	0	2	
		中地江川	0	0	13	100
S46.6.2～7.27	梅雨前線豪雨及び台 風13号	中地江川	0	0	87	
S.47.6.6.～7.23	断続した豪雨並びに 台風6,7号及び台風 9号	中地江川	454	0	120	
		//	86	0	447	
		田手川	1,359	38	390	281
		//	72	16	200	
		三本松川	117	0	218	
S.55.8.14～9.5	豪雨	城原川	17	32	17	
		田手川	40	55	91	
		田手川	2	0	149	130
		中地江川	36	72	23	
S.57.7.5～8.3	豪雨、落雷、風浪と 台風10号	城原川・三本松川	0	0	25	
		城原川・馬場川	7	0	35	
		田手川	0	0	3	
		//	2	0	2	
		田手川・三本松川・馬場 川・笹隈川・赤池川	51	2	86	194
		中地江川	0	0	11	
		//	0	0	26	
		//	11	0	103	
S.60.5.27～7.24	豪雨及び台風第6号	中地江川	0	0	102	
		//	8	0	110	
		馬場川	0	0	152	166
		三本松川	5	0	290	
H.2.6.2～7.22	豪雨（梅雨）、落雷	中地江川	109	0	2,134	
		馬場川	77	0	2,451	
		//	20	0	0	207
		三本松川	156	1	845	

※出典：S. 24～S. 30年の被害データは「佐賀県災異誌」より。

佐賀市、佐賀郡、神埼郡の被害データ

S. 37年～H. 2の被害データについては「水害統計（国土交通省河川局）」

城原川・田手川・馬場川・三本松川・中地江川の被害データ

() 推算流量

3. 城原川の改修事業と直轄編入の経緯（佐賀県管理時代）

- 昭和22年～24年：河川局部改良事業
- 昭和28年～36年：災害助成事業

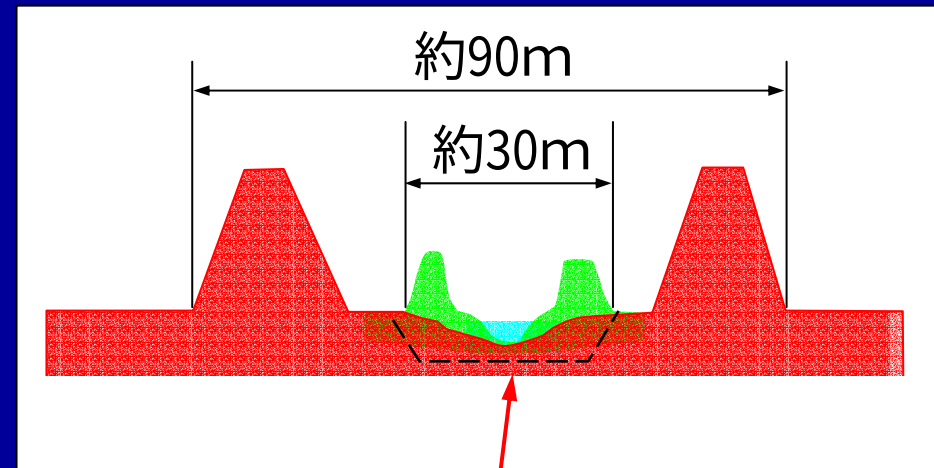
➡ 330m³/sを
目標に河道改修



S34.3撮影

河川改修により川幅が3倍くらい
になりました

古賀橋上流



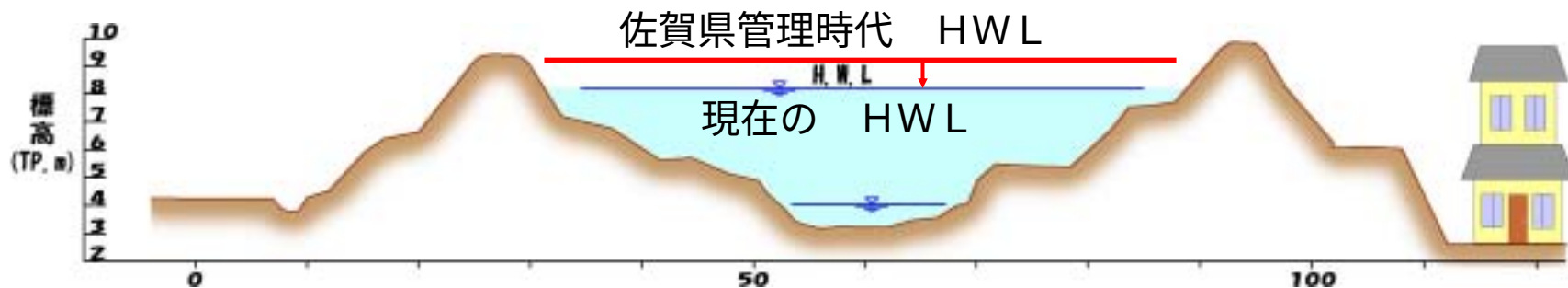
河床の掘削までは実施されませんでした。

4. 現況河道の流下の能力は、約 $240\text{m}^3/\text{s}$

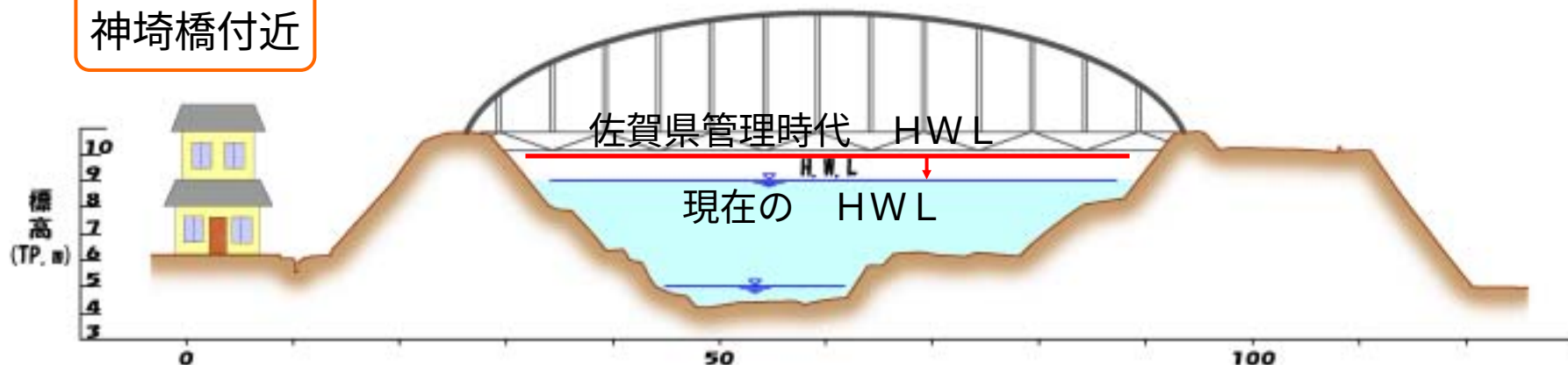
- 直轄による本格的な改修を行う上で、計画高水位（HWL）を下げました。

「治水の原則」・・・洪水時の河川の水位を下げて洪水を安全に流す。

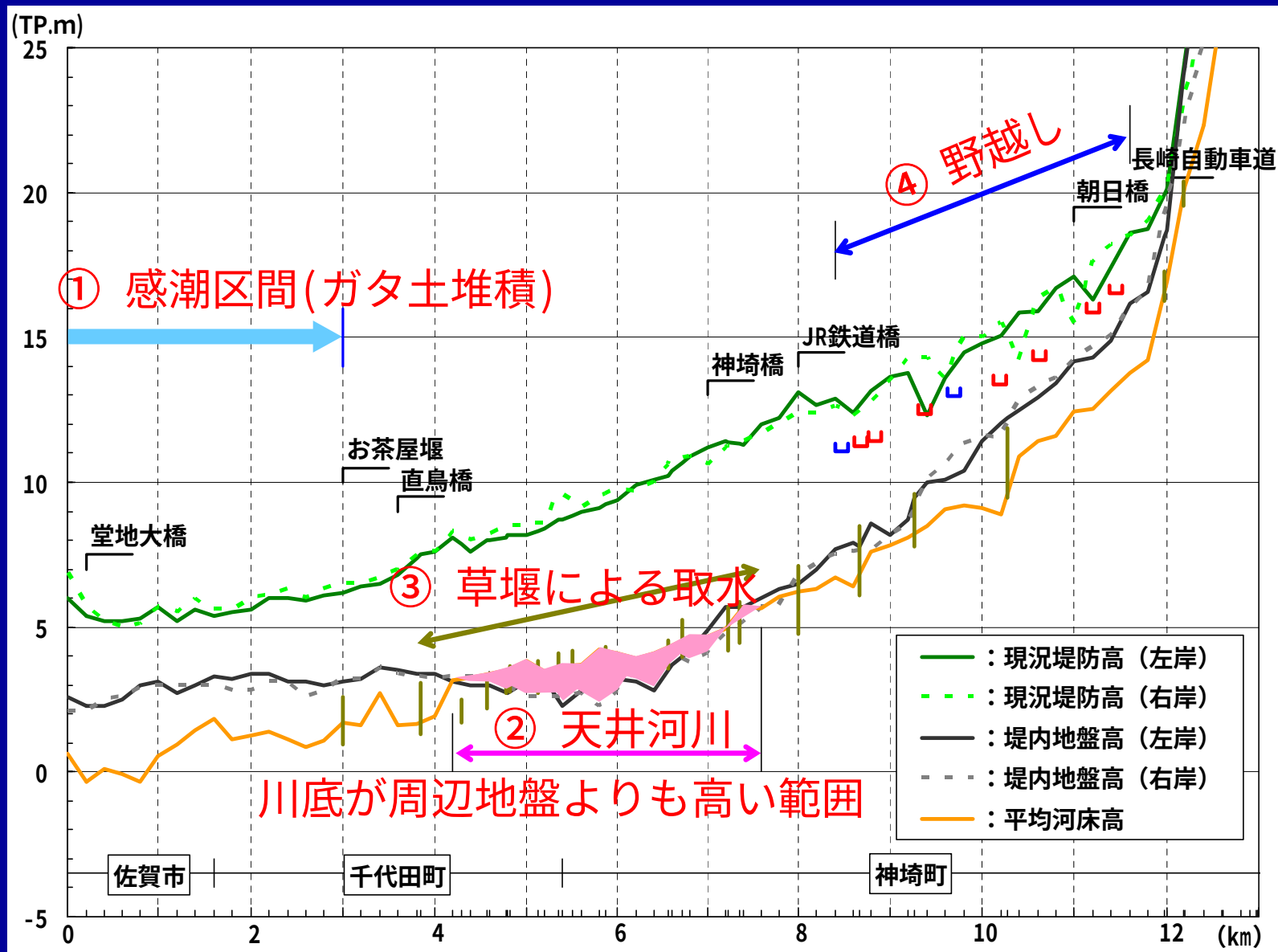
新村橋付近



神埼橋付近



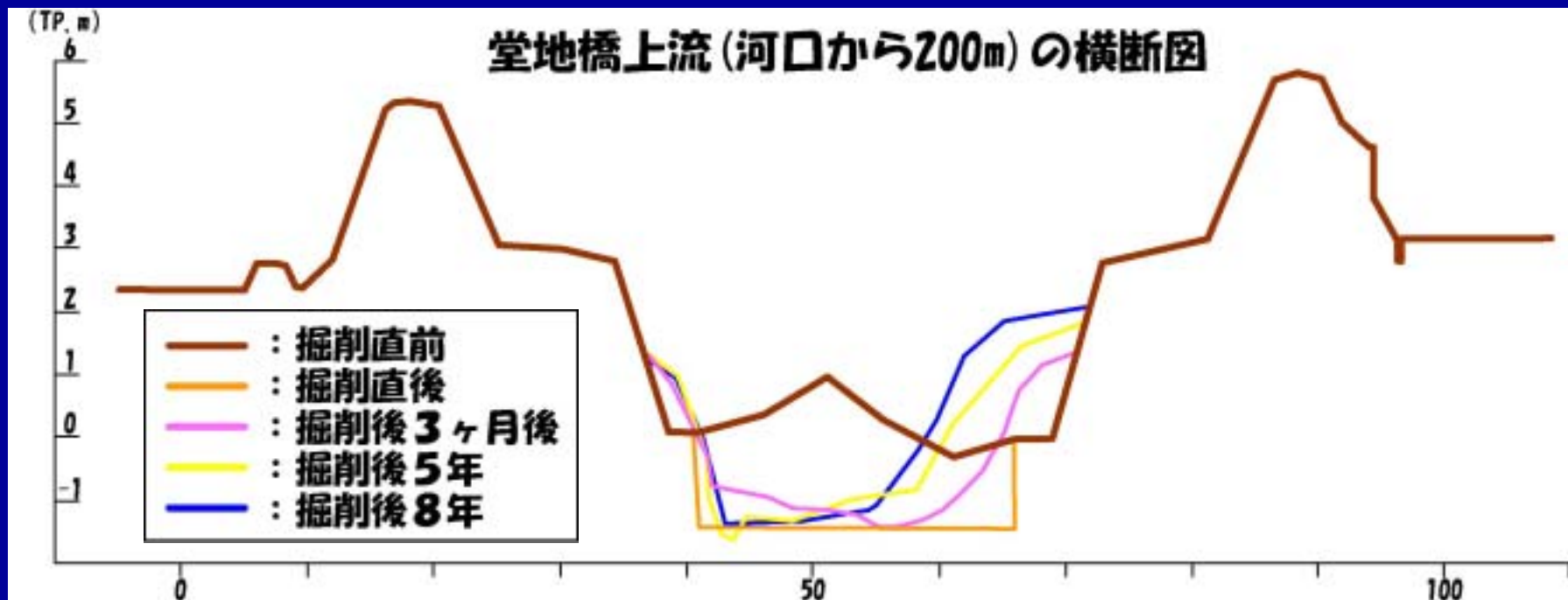
5. 城原川の問題点



城原川の問題点① ガタ土の堆積

[城原川ガタ土堆積実態]

城原川の下流堂地大橋附近で、昭和63年末にガタ土を掘削し、河積を大きくしましたが、極めて短い期間でガタ土が堆積してしまいました。



城原川の問題点①

ガタ土の堆積

[城原川ガタ土堆積実態]

ガタ土掘削直後（昭和63年12月）

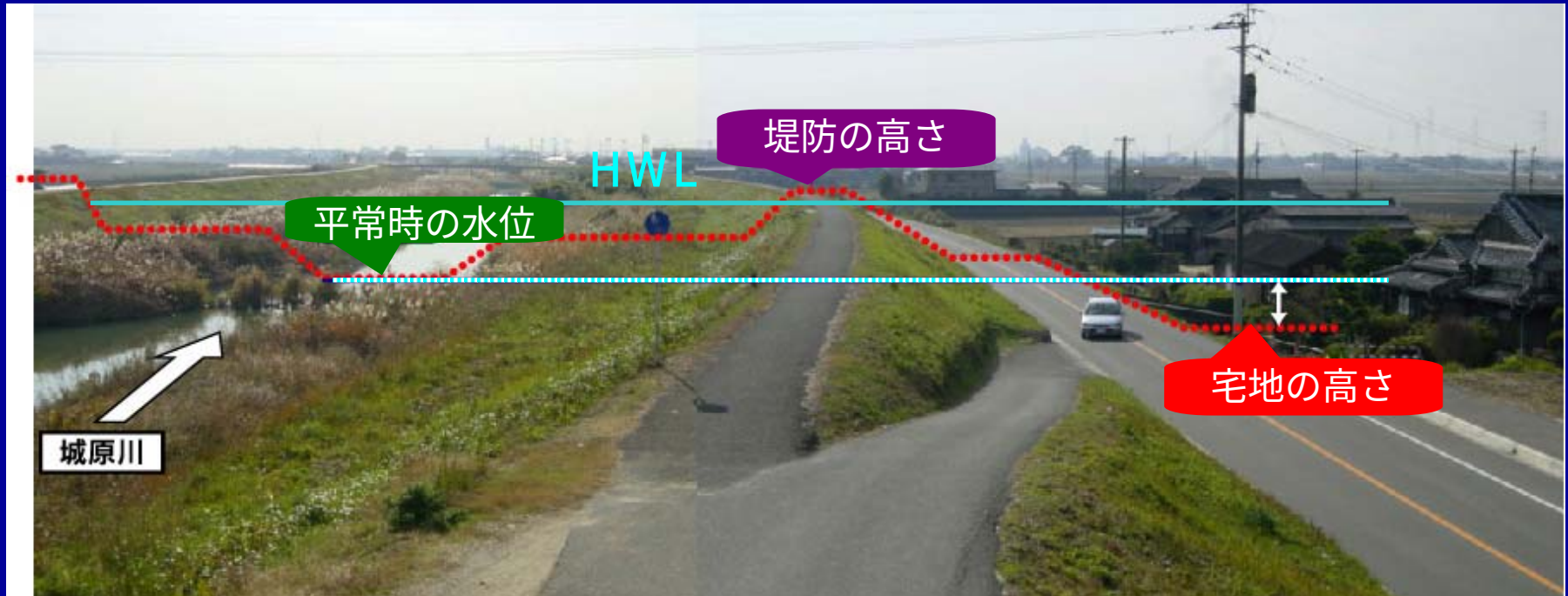


掘削後約3年3ヶ月（平成4年3月）



城原川の問題点②

中流は天井河川で洪水被害の危険性が高く、また、河床を局所的に掘削しても、埋め戻されやすく河川の形状を維持できません。

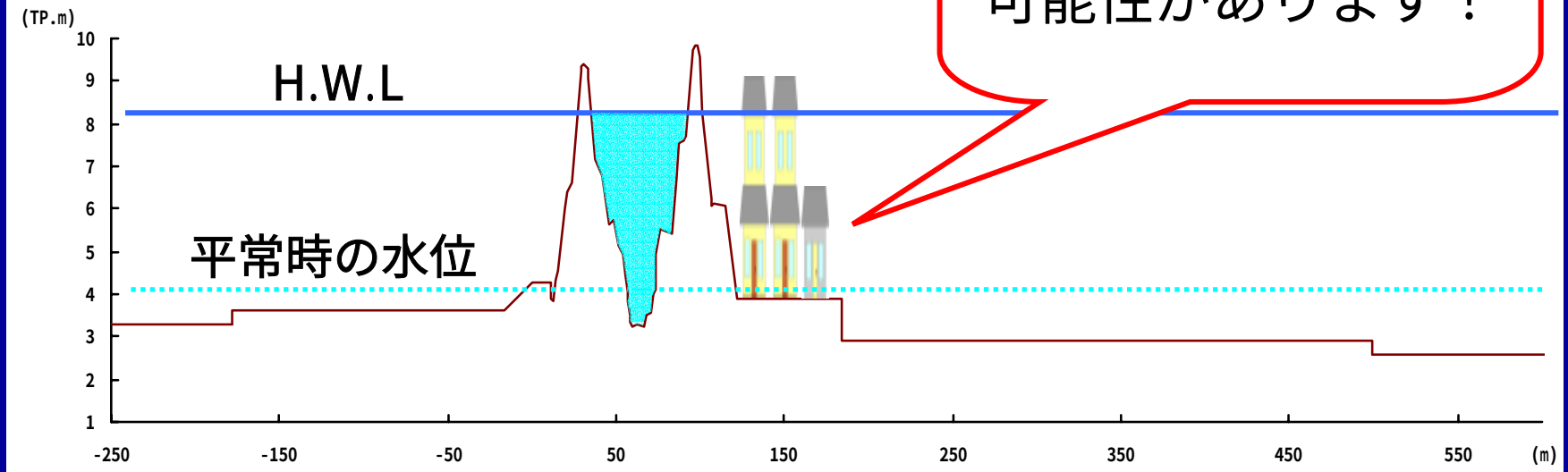


城原川（6k000付近）新村橋より下流を望む

城原川の問題点②

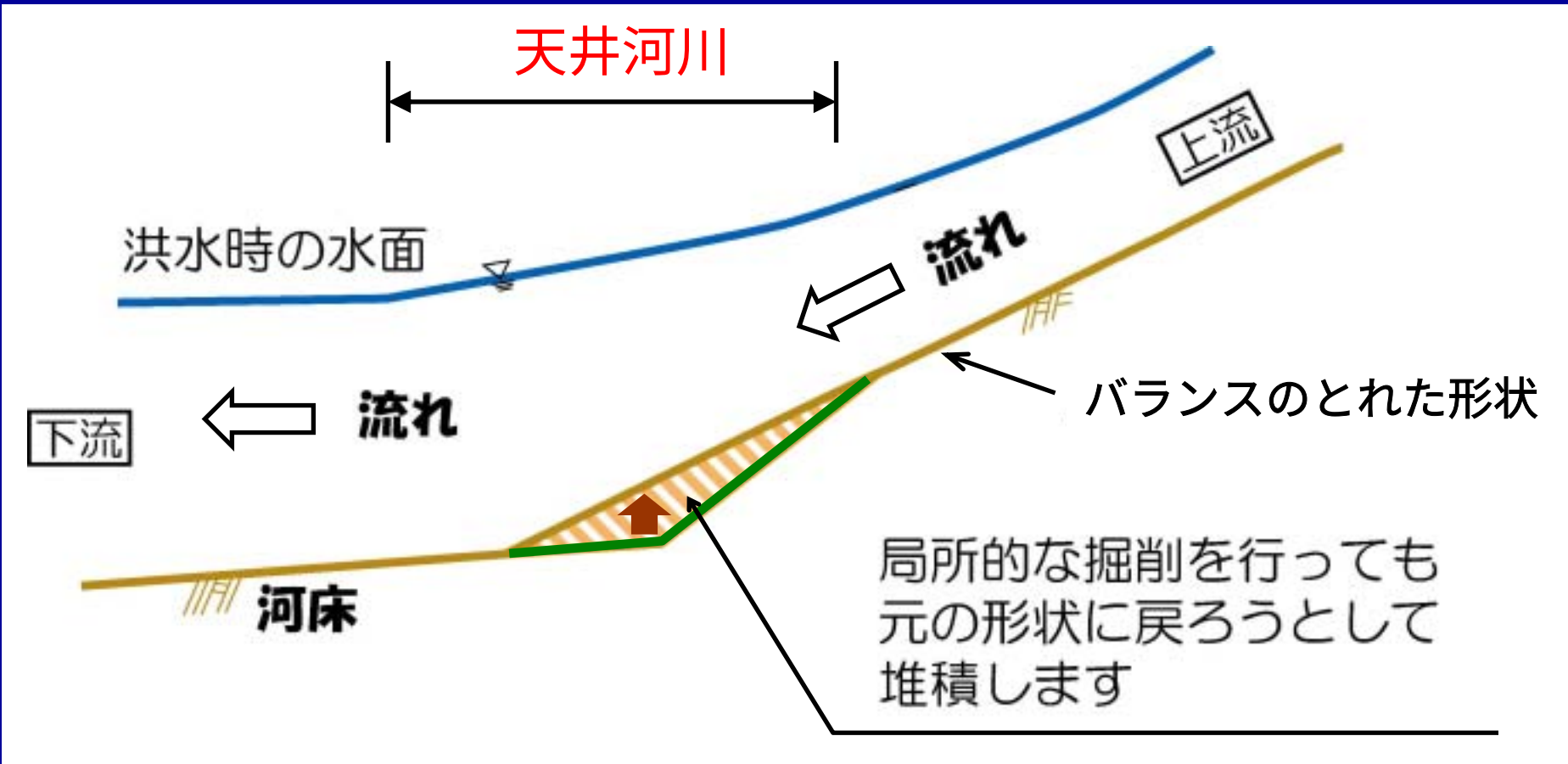
中流は天井河川で洪水被害の危険性が高く、ひとたび氾濫すると大きな被害の発生可能性があります。

6 k 000



城原川の問題点②

天井河川となっている区間の河床を局所的に掘削しても、埋め戻されやすいため維持できません。



城原川の問題点③

大規模な河床掘削をすると、草堰からの取水ができないとともに現在の河川環境が大きく改変されます。

[上流部の河川環境]



仁比山付近より上流



「ツルヨシ」



「オヤニラ
ミ」(準絶滅
危惧)



「ヤマセミ」

城原川の問題点③

大規模な河床掘削をすると、草堰からの取水ができないとともに現在の河川環境が大きく改変されます。

[中流部の河川環境]



日出来橋より下流



「ヤマノカミ」
(絶滅危惧Ⅱ類)



「カヤネズミ」



「オオヨシキリ」

城原川の問題点③

大規模な河床掘削をすると、草堰からの取水ができないとともに現在の河川環境が大きく改変されます。

[下流部の河川環境]



佐賀江川合流点より上流



「ヨシ」



「ハラゲ クレチゴ ガニ」
(情報不足)



「セツカ」



「ハゼクチ」

城原川の問題点④

中流に点在する野越しにより、流域に一時的に湛水させる方法は、宅地化が進む現状では適切ではありません。

[野越し周辺の地形]



[平成11年6月29日(約170m³/s)
で野越し天端下付近まで増水]



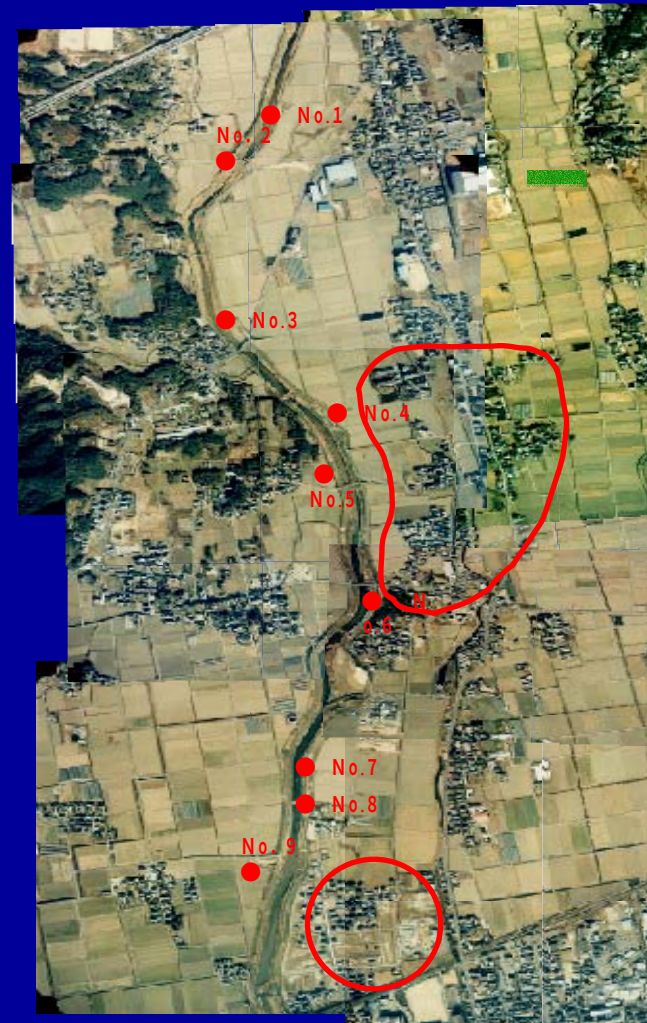
神埼町の人口の推移は、昭和50年を境に増加する傾向にあります。その一方、耕地面積は年々減少する傾向にあり、現在では野越し周辺でも宅地化が進んでいます。

S 3 1 . 1 0

S 3 4 . 3 撮影



H 1 1 . 1 撮影



水利用の現状

1.佐賀平野は干潟を干拓し、土地を広げることにより、 新たな水需要が拡大してきました。

有明海の干潟



出典:筑後川農業水利誌
(九州農政局)

干拓堤防の施工状況 (昭和初期)



出典:有明海の干拓
(佐賀県農地部)

完成した干拓堤防 (昭和初期)



出典:有明海の干拓
(佐賀県農地部)

佐賀平野の開発進展図

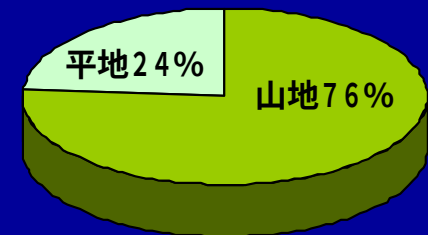


出典:佐賀市史(第1巻)

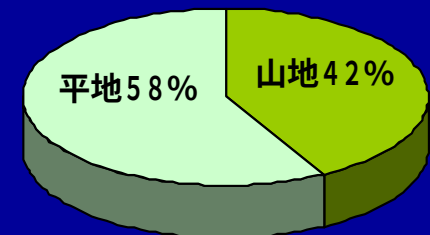
2. 佐賀平野上流の水源となる山地では、十分な用水を確保できませんでした。



全国 約37万km²



佐賀地域 約840km²



佐賀平野は上流部の山地が低く、面積が小さいのが特徴です。



上流部の山地 (水供給)



広大な平地 (水需要)

3. 筑後川下流の農業用水を安定的に補給するための事業が行われています。

クリーク網の再編成



事業名

水公団営筑後川下流用水事業
国営筑後川土地改良事業農業
県営かんがい排水事業
県営ほ場整備事業

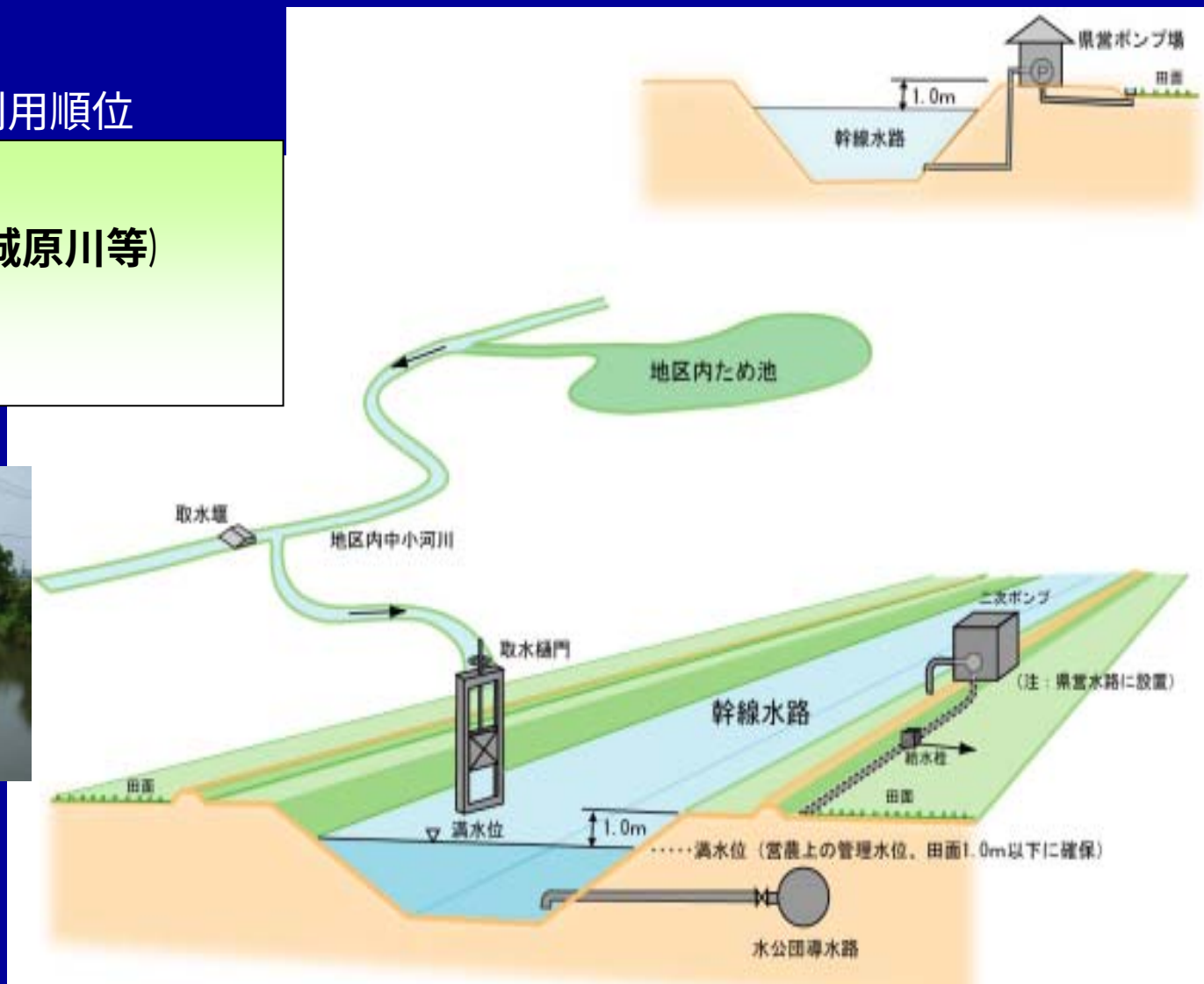
4. 城原川域内における水利用模式図

城原川域内水源の利用順位

- ① 幹線水路
- ② 域内中小河川（城原川等）
- ③ ため池
- ④ 筑後川等



大詫間幹線水路



乾田化により収益性の高い作物栽培が可能となりました。

5. 城原川の水はいろいろな場所でさまざまな目的に利用されています。

水車などの利用



野菜や農機具等の洗淨に利用

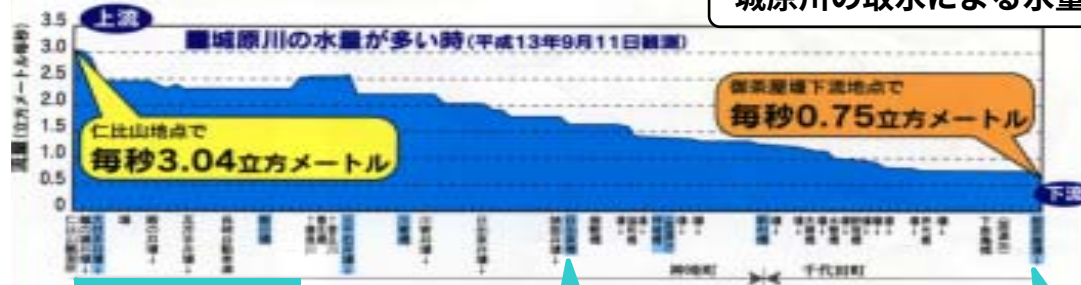


消火活動のための利用



6. 城原川下流域は河川流量と城原川筋において必要な用水が不足しています。

城原川の取水による水量変化図



仁比山公園



日出来橋



お茶屋堰下流

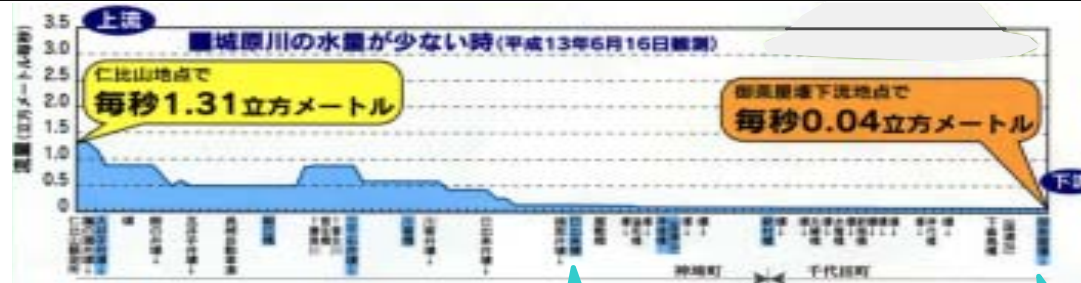


城原川仁比山地点の河川流況
(平成元年～平成10年の平均)

渇水流量 1.08m³/s
(一年を通じて、355日を下回らない流量)

低水流量 1.47m³/s
(一年を通じて、275日を下回らない流量)

平水流量 2.05m³/s
(一年を通じて、185日を下回らない流量)



仁比山公園



日出来橋



お茶屋堰下流



次回日程については

下記のとおりとします。

日時：平成15年12月18日（木）午後13時30分～16時

場所：はがくれ荘（佐賀市）TEL 0952-25-2212

河川法改正の流れ

明治29年（1896年）

近代河川制度の誕生

治水

昭和39年（1964年）

治水・利水の体系的な制度の整備

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

治水

利水

平成9年（1997年）

治水・利水・環境の総合的な河川整備

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

環境

治水

利水

策定に係る流れ図

筑後川水系河川整備基本方針が平成15年10月2日に策定されました。

今回、策定する計画

河川整備基本方針

内容⇒基本方針

基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

意見

社会資本整備
審議会

河川整備基本方針
の決定・公表

河川整備計画

内容⇒河川整備の目標

河川工事、河川の維持の内容

原 案

意見

学識経験者

意見

河川整備計画の案
の決定

公聴会の開催等による
住民意見の反映

意見

地方公共団体の長

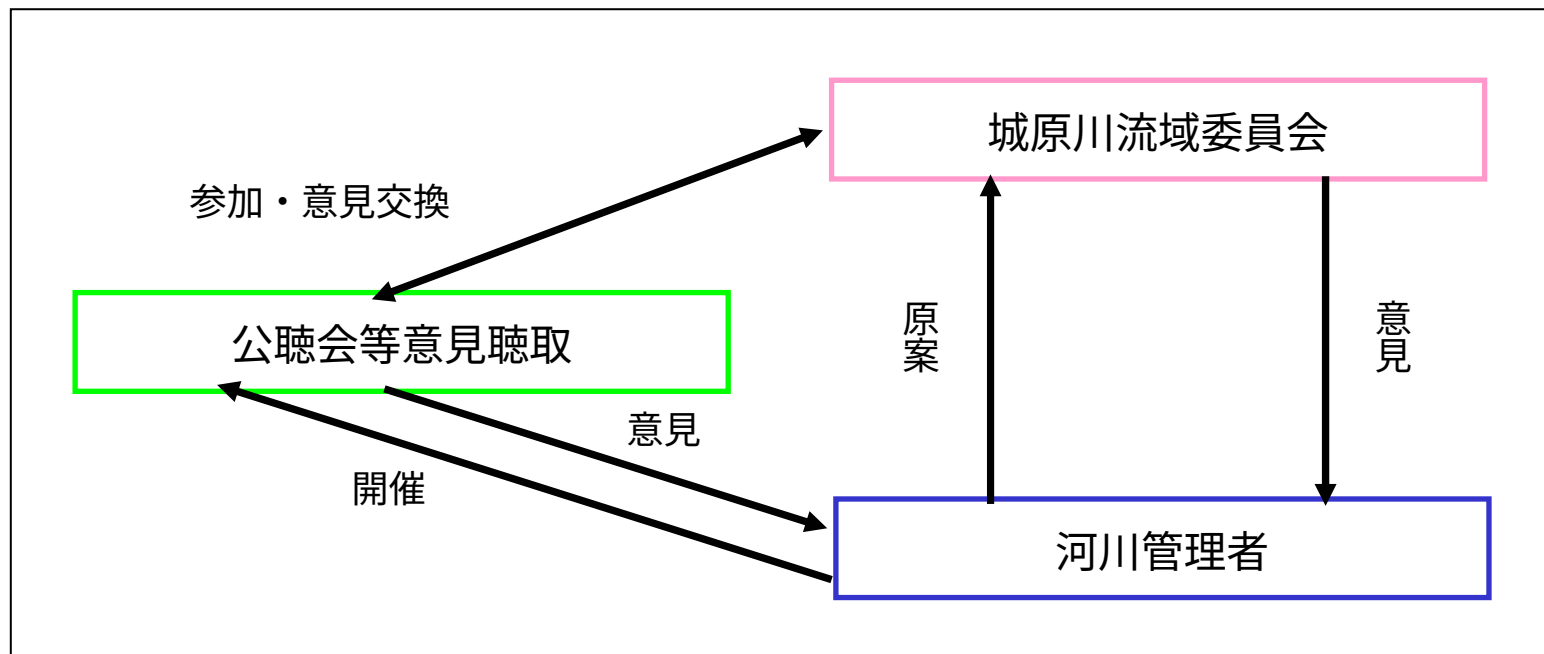
河川整備の決定・
公表

河川工事、河川の維持

●河川法第16条の2

3. 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川整備計画（案）の策定



河川整備計画では次のようなことを定めます。

1. 河川整備の目標

2. 河川整備の実施に関する事項

- 河川工事の目的、施工種類、施工場所
- 当該工事による河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施工場所

○審議の経過

平成15年9月11日 第1回筑後川水系流域委員会準備会議

- ・今後設置予定の「筑後川流域委員会（仮称）」のあり方や委員選定等について提言を行うことを目的に設置。
- ・委員
楠田 哲也 九州大学大学院教授（議長）
川野 栄美子 大川ボランティア連絡会会長
具嶋 又栄 西日本新聞エリアセンター甘木所長
駄田井 正 久留米大学教授 NPO法人筑後川連携倶楽部理事長
平野 宗夫 九州大学名誉教授 筑後川リバーカウンセラー

平成15年10月8日 第2回筑後川水系流域委員会準備会議

- ・課題の局地性、緊急性を踏まえ、今後設置予定の「筑後川水系流域委員会（仮称）」の分科会として、城原川流域委員会の早期設置を了承
- ・城原川流域委員会の一部委員の公募実施を了承。（公募に関する詳細は議長一任）

平成15年10月31日 城原川流域委員会委員公募審査会

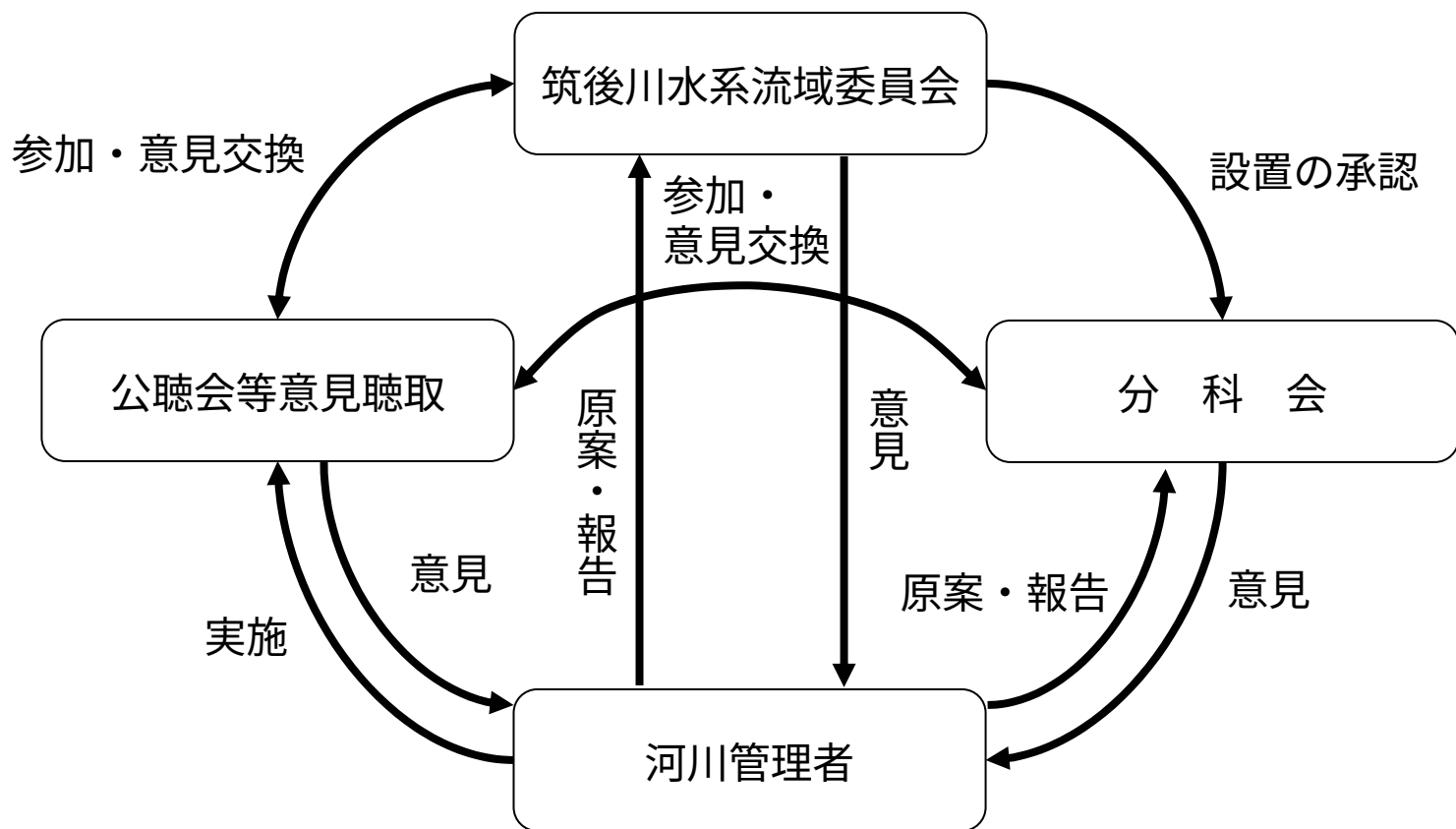
- ・公開にて開催。
- 審査員：川野委員、具嶋委員、駄田井委員、筑後川河川事務所長、佐賀県砂防課長
- ・審議の後、筑後川河川事務所長を除く審査員4名にて無記名投票。公募委員4名選定。

平成15年11月5日 第3回筑後川水系流域委員会準備会議

- ・公募審査会の結果を報告。

○流域委員会の仕組み

(筑後川水系流域委員会準備会議での審議内容)



※以下の条件を全て満たす場合、分科会の設置が可能。

- ①局地的 (単県内、地先等) な課題
- ②緊急的に結論を出す必要のある課題